

(別添)

造林計画書

年 月 日

綾町長 殿

伐採後の造林に係る権原を有する者

住所

氏名

連絡先

1 伐採後の造林の計画

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積(A+B+C+D)	ha
人工造林による面積(A+B)	ha
植栽による面積(A)	ha
人工播種による面積(B)	ha
天然更新による面積(C+D)	ha
ぼう芽更新による面積(C)	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・その他()・なし
天然下種更新による面積(D)	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・その他()・なし

(2) 造林の方法別の造林の計画

	造林の期間	造林樹種	樹種別の造林面積	樹種別の植栽本数	作業委託先 ※1	鳥獣害対策 ※2
人工造林 (植栽・人工播種)	年 月 日 ~ 年 月 日		ha	本		
天然更新 (ぼう芽更新 ・天然下種更新)	年 月 日 ~ 年 月 日		ha	/	/	/
5年後において 適確な更新が なされない場合	年 月 日 ~ 年 月 日		ha	本	/	/

※1 作業委託先を記載するにあたっては、必ず委託先に同意のうえ記載すること。
(必要に応じて、計画の内容について市から委託先に確認する場合があります。)

※2 綾町森林整備計画において「鳥獣害防止森林区域(裏面参照)」に指定されている場合は、鳥獣害対策の計画を記載すること。

(3) 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途

--

2 備考

--

(裏面に注意事項を記載)

注意事項

- 1 面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
- 2 造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。
- 3 植栽による面積欄には、綾町森林整備計画において
 - ・植栽によらなければ適確な更新が困難な森林 又は
 - ・木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち特に効率的な施業が可能な森林の区域内であって、植林による更新を行う森林として定められているものの伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。
- 4 天然更新補助作業の有無欄には、当該作業を行う場合には、地表処理、刈出し、植込みなどの作業の種類を記載すること。
- 5 造林樹種欄及び樹種別の造林面積欄には、複数の樹種を造林する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 6 樹種別の植栽本数欄には、植栽する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 7 5年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合（伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であって、伐採の終了した日から5年後において当該用途に供されていないときを含む。）における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積及び樹種別の植栽本数及び鳥獣害対策を記載すること。
- 8 鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。
- 9 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採後5年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合のみ記載すること。

<参考>鳥獣害防止区域における鳥獣害対策（綾町森林整備計画抜粋）

第3章 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣により、被害を受けている森林及び被害の生ずるおそれのある森林等について、その被害の状況や当該対象鳥獣の生息状況を把握できる全国的データ等に基づき、林班を単位として鳥獣害防止森林区域を下表のとおり設定します。

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積 (ha)
ニホンジカ	2～11、13～15、21～32、40～48、53～64	2504.04

(2) 鳥獣害の防止の方法

鳥獣害の防止の方法について、対象鳥獣別に、当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次のア又はイに掲げる鳥獣害防止対策を地域の実状に応じ単独で又は組み合わせて推進するものとします。その際、対象鳥獣がニホンジカの場合は、その被害対策は特に人工植栽が予定されている森林を中心に行うものとします。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、鳥獣害防止対策の実施に当たっては、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整を図るものとします。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の措置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等

イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものを言います。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の実施

2 その他必要な事項

鳥獣防止区域においては、必要に応じて、区域内で森林施業を行う事業者や森林所有者等から情報収集や巡回調査などにより、県や関係機関と町と連携して獣害防止対策の実施状況の確認に努めるものとします。